

郵産ユ岡山 19-1
2020年2月26日

岡山中央郵便局
局長 山縣 真二郎 殿

郵政産業労働者ユニオン岡山支部
支部長 小野 雅道

20春闘要求書

貴職の日頃の奮闘に敬意を表します。

正社員、非正規社員の賃上げをはじめとした処遇改善ならびに正社員の増員、職場の諸要求について下記の通り要求しますので、3月12日までに誠意ある回答と団体交渉の場を求めます。

記

- 1、 小包受託者を大幅に増やし、バイクでの小包兼配を無くすこと。
- 2、 減区による業務運行を行わなくて済むよう休暇要員を含めた要員確保に努めること。
- 3、 小包受託者撤退を防ぐ観点から、契約内容、罰金制度も見直し、受託者の配達エリアも、現行は広すぎるため、お客様サービスが維持できるものに見直すなど、小包受託者の固定化に努めること。
- 4、 安全・品質の観点からも、混合区の要員措置及び、廃止している部は混合区・小包区・大口区を復活、あるいは設け、速達・小包等の兼配を解消すること。また、速達等の兼配が常態化しているが、解消する意思が会社にはあるのか明らかにすること。
- 5、 2013年6月に実施した減区分を復活させるとともに、平均的に定時終業となるよう通配区を区画再編すること。
- 6、 特に外務職場の欠員状態と定着しない原因について会社見解を明らかにし、改善すること。
- 7、 計画的な年休付与を行い、廃非・廃休等による年休消化を行わなくて済むよう要員確保すること。また、請求した日に年休付与をし、万が一時季変更をする場合は変更日時を具体的に明示するよう、管理者・役職者に指導徹底すること。
- 8、 4時間雇用の短時間社員を8時間雇用と同等の勤務を行わせることのないよう、平均的に定時終業となるように要員配置・確保を行うこと。
- 9、 各職場の計画人員（退職・再雇用人数を含む）を明らかにし、不足分は最低でも新規採用を例年以上に確保するよう努めること。
- 10、 経験年数の長い期間雇用社員を優先し、希望者は全員正社員にすること。
- 11、 本人の同意なしに、希望していない社員の配転・配置換えをしないこと。また、配転を希望している社員の希望に応えるよう取り組むこと。

- 1 2、岡山郵便局からの誤送や遅延が起きないように要員を確保し、円滑な業務運行に努めること。
- 1 3、岡山郵便局の現場では、ベテラン社員が辞めていく等の問題があると聞く。社員の定着化、スムーズな業務運行の観点からも、そういった不満・問題点を解決すべく現場からの意見を取り入れること。
- 1 4、特に集荷センターにおいては、65歳を過ぎて希望しても雇用延長してもらえない、といった不満の声が聞かれる。集荷センターに限らず、要員不足と会社は認識しているなら、雇用延長など柔軟な対応をすること。
- 1 5、期間雇用社員のスキル評価は公正にし、誰もが納得できる評価方式にすること。
- 1 6、通勤手当については公共交通機関と同様に自家用車・二輪とも全額を支給すること。
- 1 7、部・班別指標といった連帯責任から自爆営業につながっていると思われる。かんぽ生命の問題を日本郵便にも当てはめ、管理者等が毎日のように数字を上げるようプレッシャーをかける原因となっている部・班・個別指標は止めること。
- 1 8、期間雇用社員に夏期・冬期特休を各3日ずつ付与し、病気休暇制度を新設すること。
- 1 9、一般職の賃金・手当てに関して、地域基幹職と同等に引き上げること。特に、不満の多い住居手当は復活させること。
- 2 0、一般職への採用選考方法を簡素化し、公平・公正な登用を行い、応募要件を見直し、登用枠を拡大すること。
- 2 1、一般職への採用に関して、郵政非正規社員の優先採用を実施すること。
- 2 2、労働基準法、労働安全衛生法などについて使用者側の違反がないよう徹底すること。
- 2 3、勤務時間を守る・守れる雰囲気作りに取り組み、未だに多く見られる未払いの時間外労働を根絶させる具体的取り組みをすること。特に、昼休憩はほとんど取得していない社員が多く見られる。勤務時間管理を管理者等に今一度徹底させること。
- 2 4、利用者との間に約束されたサービスが提供できるようにするため、期間雇用社員が募集しても来ないのなら新規採用含め正社員を大幅に増員すること。
- 2 5、本人の希望しない期間雇用社員の解雇や雇用契約更新差別をしないこと。
- 2 6、セクハラ・パワハラは違法であると同時に会社の資質が問われる問題である。職場からセクハラ・パワハラを根絶させる取り組みをすること。
- 2 7、通配担当の帰局が遅いため、夜勤担当の出発が遅れる、または、間に合わないため通配担当が再配達に戻るといった問題が生じている。通配担当が早く帰局できないのが問題と考えられるため、問題解消すべく増区・増員を行うこと。
- 2 8、小包と書留等の配達時間帯を同じにし、12～14時、16～18時、20時～21時の時間帯を見直すこと。
- 2 9、正社員登用数と新規採用予定数を明らかにすること。

以上